

規制の事前評価書

政策の名称	職業紹介事業者に関する情報提供	担当部局名	職業安定局派遣・有期労働 対策部需給調整事業課	作成責任者名	需給調整事業課長 松本 圭	評価実施時期	平成29年1月
法令案等の名称・関連条項	雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)第32条の16第3項等						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】</p> <p>○ 職業紹介事業者のサービスが多様化する中、求職者及び求人者が職業紹介事業者を利用するに当たっては、個々のニーズに応じて適切なサービスを選択できるよう、職業紹介事業者の情報を閲覧できる環境整備が重要である。</p> <p>【規制の目的、内容及び必要性】</p> <p>○ 求職者と求人者による適切な職業紹介事業者の選択に資するよう、各事業者に紹介実績等に関する情報提供を義務付ける。なお、無料職業紹介を行う学校等については努力義務とする。義務を履行しなかった場合は、厚生労働大臣による指導監督の対象となる。</p>						
想定される代替案	職業紹介事業者による情報提供を義務ではなく努力義務とするとともに、義務を履行しなかった場合の厚生労働大臣からの指導監督権限を設けないこととする。						
規制の費用	費用の要素						代替案の場合
1 遵守費用	職業紹介事業者において、紹介実績等の情報提供を行うための費用が発生する。						職業紹介事業者において、紹介実績等の情報提供を行うための費用が発生する。
2 行政費用	行政費用は発生しない。						行政費用は発生しない。
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。						情報提供を行わない事業者が存在する場合は、事業者の選択に資するような情報を閲覧できる環境整備を行うことができず、求職者及び求人者が事業者を選択するにあたっての利便性の向上に十分に実現できないおそれがある。
規制の便益	便益の要素						代替案の場合
	求職者及び求人者は、職業紹介事業者に関する情報を確認できる環境が整備され、事業者を選択するにあたっての利便性の向上を図ることができる。						求職者及び求人者は、情報提供を行う職業紹介事業者に関する情報についてのみ確認できることとなり、事業者を選択するにあたっての利便性の向上に一定程度寄与するものの、その便益は限定的なものとなる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案を導入することにより、職業紹介事業者において費用が発生するものの、求職者及び求人者にとっては、職業紹介事業者に関する情報を確認できる環境が整備されることにより、個々のニーズに応じた適切なサービスの選択が可能となるという便益が生じることとなる。この便益は費用を大きく上回っており、適切な規制であると考えられる。一方、代替案を導入した場合には、求職者及び求人者が職業紹介事業者を選択するにあたっての利便性の向上に十分に実現できないおそれがあるため便益は限定的であり、必ずしもその便益が費用を上回るとは言いえないことから、改正案の方が望ましいと考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	<p>「職業紹介等に関する制度の改正について」(平成28年12月13日労働政策審議会建議)(抜粋)</p> <p>第2 具体的措置</p> <p>1 職業紹介事業</p> <p>(4) 職業紹介事業者に関する情報提供</p> <p>ア 求職者、求人者等による適切な職業紹介事業者の選択に資するよう、職業紹介事業者は、業務に係る実績(職業紹介により就職した者の数及び就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。)のうち6か月以内に離職した者(解雇により離職した者を除く。)の数又はこれと同等と認められる数)及び手数料に関する事項について、インターネットにより情報提供しなければならないものとするが適当である。あわせて、6か月以内に離職した者に該当する場合は、その旨を求人求職管理簿に記載しなければならないものとするが適当である。</p>						
レビューを行う時期又は条件	雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。						